

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
平成28年7月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 1600033 号

厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 1600030 号

第 1　結論

請求者のA事業所における平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額を 18 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 52 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成 15 年 7 月 10 日

年金記録を確認したところ、請求期間にA事業所から支給された賞与の記録が確認できない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3　判断の理由

A事業所から提出された平成 15 年夏季賞与勤怠支給控除一覧表により、請求者は、平成 15 年 7 月 10 日に同事業所から 18 万 2,700 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 18 万 2,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 7 月 10 日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、

また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。